

●香川県公安委員会告示第7号

平成16年香川県公安委員会告示第8号（道路交通法の規定による取消処分者講習を行わせる機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年7月3日

香川県公安委員会委員長 横井久子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日	名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日
略				略			
株式会社ハッピードライビ ングスクール 高松市成合町931番地の1 蓮井健司	略			株式会社ハッピードライビ ングスクール 高松市成合町931番地の1 蓮井健司	略		
<u>讃岐煉瓦株式会社</u> <u>観音寺市有明町6番6号</u> <u>川崎隆三郎</u>	<u>観音寺自動車</u> <u>学校</u> <u>観音寺市出作</u> <u>町868番地1</u>	<u>取消処分者</u> <u>講習</u>	<u>平成27年</u> <u>7月1日</u>				